「発智孝正の墓碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
川越〇二	發心院歡涼道喜居士 智實院壽鶴長榮大姉	—	泰然	—

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
—	一八六一・文久三 ＊追記 一八八〇・明治一三	笠幡	延命寺	

一．はじめに

本墓碑は、笠幡の名家発智家第二十三代当主孝正の墓碑である。

〇写真１　墓碑正面

〇写真２　題額

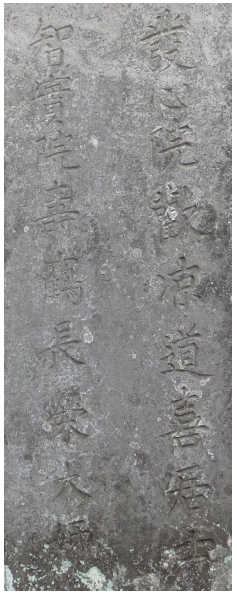

〇写真３　「碑記」部分

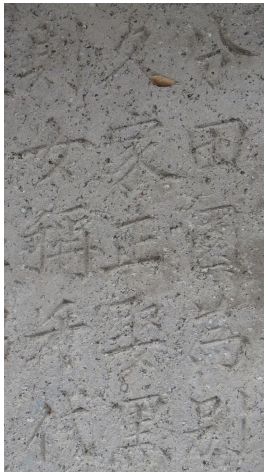

二、翻刻並に訳注

■翻刻

◎題額

（正面）

弢心院歡凉道喜居士

智實院壽靏長榮大姉

◎碑記

（右側面）

君諱孝正字慶英稱宅右衛門天保元年自上井草村中嶋氏来而継弢智氏君性朴實温順又潔白莫有刺薄之行強狡者之交能解忿息訟去邪趣善者多里民感心服弘化中推君為庄官君益嚴家沿臨事能敬非吝非驕所其行如此既而□□領主川越公舉用達列許用苗字又賜桐章相巴章上下服各一并時服嘉永中蛮舶到相模□□公巒兵備之國有大費君出財若干補之賜町年寄格并帶刀後又賜俸九口君有四男及一女男名家正稱庄兵衛次稱史郎左衛門福秀為引又町西川氏壻次稱寛右衛門元長西川氏別家壻次稱藤左衛門孝清并同町井下田氏壻女稱義保

（背面）

分田園為別家以與野町福田氏五男某為壻稱敦三郎家久家正娶黒須村繁田氏長女生一男一女男稱加藤次規則女稱千代嫁繁田氏子弟皆敦篤遵先訓守故業家世富榮子孫綿々是實君德澤之所致也君文久二年四月晦日辰刻端坐逝春秋五十有八葬村内延命寺境内家正取父之功勲欲勒石以示子孫請予文君予莫逆之友知君者莫如予因不能固辭為述其梗概云

文久三癸亥歳四月晦日　玉野山現住法印恭然撰

孝子弢智庄兵衛家正建

◎追記

（左側面）

智實院明治十三辰年二月二十一日卒
發地慶治郎規正長女梅行年八十一歳

＊空格を□で表した。殿様である川越藩主に関わる語の前に空格を置く。

＊異体字等
○弢　發。　○鸞　鶴。　○刺　刻。　○飠　能。　○浤　法。　○巒　率。
○羨　美。　○坐　座。　○功　功。　○夾　亥。　○嵗　歳。　○恭　泰。

■訳注

●本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎碑記

君諱孝正、字慶英、稱宅右衛門。
天保元年、自上井草村中嶋氏來而繼發智氏。
君性朴實温順、又潔白莫有刻薄之行。
強狡者之交、能解忿息訟、去邪趣善者多。
里民感心服、弘化中、推君爲庄官。
君益嚴家法臨事、能敬、非吝非驕。所其行如此。
既而領主川越公、舉用達列、許用苗字又賜桐章相巴章上下服各一并時服。
嘉永中、蛮舶到相模。公率兵備之。國有大費、君出財若干補之。
賜町年寄格并帶刀、後又賜俸九口。
君有四男及一女。
男名家正、稱庄兵衛。次稱史郎左衛門福秀、為引又町西川氏壻。
次稱寛右衛門元長、西川氏別家壻。
次稱藤左衛門孝清、并同町井下田氏壻。
女稱美保、分田園爲別家、以與野町福田氏五男某爲壻、稱敦三郎家久。
家正娶黒須村繁田氏長女、生一男一女。
男稱加藤次規則、女稱千代。嫁繁田氏子弟。
皆敦篤遵先訓守故業。
家世富榮、子孫綿々。
是實君德澤之所致也。
君文久二年四月晦日辰刻、端坐逝。春秋五十有八。
葬村内延命寺境内。
家正取父之功勲、欲勒石以示子孫。
請予文。
君予莫逆之友、知君者莫如予。
因不能固辭、爲述其梗概云。
文久三癸亥歳四月晦日
玉野山現住法印泰然撰。

孝子發智庄兵衛家正建。

◎追記

智實院明治十三辰年二月二十一日卒。
發地慶治郎規正長女梅行年八十一歳。

●訓訳

○碑記

君諱は孝正、字は慶英、宅右衛門と稱す。
天保元年、上井草村の中嶋氏より來りて發智氏を繼ぐ。
君、性朴實温順なり。又た潔白にして刻薄の行ひ有ること莫し。
強狡なる者の交も、能く忿を解き訟を息む。邪を去り善に趣く者多し。
里民感じて心服し、弘化中、君を推して庄官となす。
君益々家法を嚴にして事に臨み、能く敬にして、吝に非ず驕に非ず。
其の行ふところ此くのごとし。
既にして領主川越公、用達の列に擧げ、苗字を用ふるを許し、又た桐章と相巴章の上下服各々一、并びに時服を賜ふ。
嘉永中、蛮舶相模に到る。
公、兵を率て之に備ふ。國に大費有り、君財を出すこと若干にして之を補ふ。
町年寄格并びに帶刀を賜り、後ち又た俸九口を賜る。
君に四男及び一女有り。
男は名は家正、庄兵衛と稱す。
次は史郎左衛門福秀と稱す。引又町の西川氏の壻となる。
次は寛右衛門元長と稱す。西川氏別家の壻たり。
次は藤左衛門孝清と稱す。并せて同町の井下田氏の壻たり。
女は美保と稱す。田園を分かちて別家となし、與野町の福田氏の五男某を以て壻となす。
敦三郎家久と稱す。
家正、黒須村の繁田氏の長女を娶り、一男一女を生む。
男は加藤次規則と稱し、女は千代と稱す。繁田氏の子弟に嫁ぐ。
皆な敦篤にして先訓に遵ひ故業を守る。
家世々富榮にして、子孫綿々たり。
是れ實に君の德澤の致すところなり。
君は文久二年四月晦日辰刻、端坐して逝けり。春秋五十有八なり。
村内の延命寺の境内に葬らる。
家正、父の功勲を取り、石に勒して以て子孫に示さんとす。
予に文を請ふ。
君と予とは莫逆の友たり、君を知る者、予に如くは莫し。
因りて固辭する能はず、爲めに其の梗概を述ぶると云ふ。
文久三癸亥の歳四月晦日、

玉野山現住法印泰然撰す。
孝子發智庄兵衛家正建つ。

◎追記

智實院、明治十三辰年二月二十一日卒す。
發地慶治郎規正の長女梅、行年八十一歳。

●人物

○玉野山現住法印泰然　玉野山の山号を持つ寺院に富久成寺がある。上総古河、日蓮宗。あるいはここか。その他不詳。この墓碑と同年に建立された「五福具備記」の碑も泰然の撰述による。

●語注

○上井草村　発智金一郎氏より、比企郡の上伊草村ではないか、との指摘を受けた。上伊草村は、「新編武蔵風土記稿」では、「古くは井草とかけり八林郷土袋庄川島領に屬す」とある。現在の川島町大字上伊草。「武蔵國郡村誌」には「西に越辺川を帯ぶ運輸便利」とあり、「人口四百三十三口」「男女農を専とす」とある。多摩郡野方領にも上井草村があった。
○朴實　純朴でまじめ。
○温順　おだやかで素直。
○潔白　心や行為が清らかで後ろ暗い面がない。
○刻薄　冷酷で非情。
○強狡　狡は、狡猾（わるがしこい）と同義。強猾ならば、無理矢理好き放題で悪賢く嘘つき。
○交　交際。
○忿　怒り、憤り。
○息訟　訴訟をやめる。
○弘化中　「五福具備記」によれば、父の規正から家督を譲られたのは、弘化二（年一八四五）年。
○庄官　村里のかしら。領主の命によって、代官郡代のもとで、納税の監督、農耕の指導、人事の管理などを行った。関西方面では庄屋、関東方面では名主といい、肝いりともいう。
○家法　家を治める礼法、家訓。
○臨事能敬　庄屋として村人たちと相対する場合に、上から見下すのではなく、敬意を持って接したことを言うのだろう。
○非吝非驕　「論語」泰伯篇に「如有周公之才之美、使驕且吝、其餘不足觀也矣（たとえ周公［周武王の弟で、周王朝の実質的な建国者。孔子が理想とした］ほどの立派な才能があったとしても、傲慢で物惜しみするようならば、その他どんなに優れたところがあっても目を留める値打ちもない）」とある。庄屋として村人に対し、物惜しみせず、ま

た驕慢な態度を取ること無く誠意を持って対したのだろう。
○領主川越公　弘化年間は、松平大和守斉典。
○舉用達列　用達は大名家などに出入りしてものを納める商人。ここは実際に物品を納入する商人ではなく、殿様の御殿に出入りすることのできる資格を与えられたのであろう。実際に出入りする訳ではなく、その資格を得ることがステータスであった。
○桐　松平大和守家の定紋は、「中陰五三桐」。
○章　標識。ここでは紋所だろう。
○相巴　相の意味が分からないが、松平大和守家の副紋は、「三つ巴」。
○上下服　裃、かみしも。肩衣と袴の組み合わせで、武士の礼服。ここでは藩主の紋所をあしらった武士の礼服を下賜されている。これはとても名誉なことだった。
○一　ひとセット。
○時服　朝廷や将軍から季節ごとに臣下に賜った衣服。俸禄あるいは賞与の意味がある。ここでは川越侯から賜った。
○嘉永中　六年（西暦一八六三年）。
○蛮舶到相模　蛮舶は、夷狄・野蛮人の船。米国のペリーの浦賀来航。
○公　嘉永年間は、松平大和守則典。
○國　ここでは川越藩。
○大費　大きなついえ。「老子」第四十四章に「甚愛必大費（ひどく物惜しみすれば、必ず大きな出費をするはめになる）」とある。
○町年寄格　町年寄は、江戸や大坂の町役人で、名主を統括した。ここでは川越藩において庄官達を統括する役職だろうが、「格」とあれば、それにならぶ名誉職ということだろう。
○俸九口　俸は扶持米。お上から臣下に下される俸禄、給与。九人を養える扶持米。
○引又町　江戸時代、新座郡野方領館村の一部。多摩郡清戸宿（現清瀬市）から足立郡與野町（現さいたま市中央区）に至る、いわゆる「奥州道（現志木街道）」と新河岸川との交点の位置に引又河岸と呼ばれる河岸場が設けられ、交通の要衝として宿場ができて市が立つなど栄えた。「新編武蔵風土記稿」では「町屋數凡百軒」とある。現志木市で、志木市役所のあたり。
○分田園爲別家　土地を分けて分家となった。
○與野町　現さいたま市中央区。
○黒須村　江戸時代、入間郡金子領。入間川と霞川が合流する手前の、両河川に挟まれた部分を中心とする村。「新編武蔵風土記稿」では「民家百五軒」とある。幕末から明治にかけて、後出の名主繁田満義が、渋沢栄一も協力した黒須銀行や、狭山茶業会社を作るなどして栄え、入間地区の中心地であった。現入間市の大字黒須や春日町など。八王子から日光へ至る日光街道（現国道四〇七号線）が通り、これを高萩まで出れば、東隣が笠幡。また現在の県道二六一号笠幡狭山線は、笠幡と黒須を直接結ぶ。
○繁田氏長女　名は喜美（文政九（一八二六）年から明治二十六（一八九三）年。発智家は黒須村の繁田家とは密な縁組みをしている。
○千代　弘化四（一八四七）年から昭和六（一九三一）年。

○繁田氏子弟　諱は満義（弘化二（一八四五）年から大正九（一九二〇）年）。黒須村の名主繁田家の第十五代当主。満義と千代の金婚式を祝う詩文集「具慶集」が刊行されている（大正二年、発智庄平編集、繁田武平刊行）が、そこには、日本海軍の創設者とも言える伊東祐亨や井上円了などそうそうたる人々が揮毫を寄せている。茶業を発展させ、海外への輸出をはかって狭山茶業会社を設立したが、経営不振で倒産。その後は、長男の発智庄平や次男で家督相続した繁田武平らと協力しながら、国内向け中心として東北などへも販売網を広げ、醸造業など多角的な経営を行った。地元で設立した黒須銀行は、地域産業の振興に大いに寄与した（合併後今の埼玉りそな銀行となる）。遺稿集に「靄渓遺響」（大正十一年）がある。

○徳澤　めぐみ、恩恵。

○文久二年　西暦一八六〇年。

○端座　正座。

○春秋　年齢。

○莫逆之友　心に逆らうことがなく、意気投合している友人。「荘子」大宗師篇に「子祀・子輿・子犂・子來四人、相與語曰、……四人相視而笑、莫逆於心。遂相與爲友（子祀・子輿・子犂・子來の四人が相い語らって言うには、……四人は顔を見合わせて笑いながら心が通いあい、そのまま友達になった）」とある。

○莫如　及ぶものはない。

○明治十三年　西暦一八八〇年。

●口語訳

【孝正の氏名、出自】

君の諱は孝正、字は慶英、宅右衛門と称した。

上井草村の中嶋氏の生まれで、天保元年、発智氏の入り婿となり家を継いだ。

【孝正の人となり】

孝正君は、性格は純朴でまじめ、おだやかで素直であった。心や行為は清らかで後ろ暗い面などなく、冷酷非情な行いなど決してしなかった。

強情で狡猾な輩との交渉でも、相手の怒りや憤りを解消し、訴訟をやめさせることができた。相手はいつのまにか邪悪さが無くなり、善良に向かうものが多かった。

【庄官としての孝正】

村人達は感心して、心から服従し、弘化年間には、孝正を推薦して庄屋とした。

すると孝正は、益々家の教えを厳格に守り、事業に臨んでは能く敬意を尽くし、物惜しみをしたり、驕慢になることは無かった。

孝正の行いは、この通りであった

【川越公からの恩賜】

まもなく領主の川越公は、孝正を用達の列に登用し、苗字を用いることを許した。また松平大和守家の定紋である桐の紋入りの裃と、副紋である相巴の紋の裃をそれぞれ一揃え、あわせて四季折々の時服を賜わった。

【相模警備の支援】

嘉永六年、米国の黒船が相模の浦賀に来航した。
川越公松平則典は、兵を率いて出陣し、警備の任にあたった。そこで藩として大きな出費が生じた。孝正は私財を投じてその出費を補った。
その功績により、孝正は町年寄格の地位を賜り、また帯刀を許された。さらにのちには九人扶持の俸禄を賜った。

【孝正君の子女】

孝正君には四男と一女があった。
長男は、名は家正と言い、庄兵衛と名乗った。
次男は、史郎左衛門福秀と名乗り、引又町の西川氏の入り壻となった。
三男は、寛右衛門元長と名乗り、西川氏の分家の入り壻となった。
四男は、藤左衛門孝清と名乗り、同町の井下田氏の入り壻となった。
娘は美保と言った。田園を分けて分家となり、与野町の福田氏の五男某を壻とした。
某は敦三郎家久と名乗った。

【長男家正の子女】

長男の家正は、黒須村の繁田氏の長女を娶り、一男一女を生んだ。
その一男は加藤次規則と名乗り、一女は千代と言った。
千代は、繁田氏の子弟の満義に嫁いだ。

【子女たちの篤実と一家の繁栄】

これら子女たちやその子どもたちは、皆なまじめで篤実で、先祖からの教えに従って家業をしっかり守った。
その家は代々富み栄え、子孫が綿々として続き、途切れることが無かった。
これはまさに孝正君の徳と恵みがもたらしたものだと言えよう。

【孝正君の最期】

孝正君は、文久二年四月晦日辰の刻、正座をしたまま逝去した。享年五十八歳であった。笠幡村内の延命寺の境内に葬られた。

【墓碑の企て】

孝正君の長男である家正君は、父の功勲を取りあげて、それを石に刻んで子孫に示すことを企図した。そしてわたしに墓碑銘を書くことを依頼してきた。
孝正君とわたしとは、心に逆らうことのない意気投合した友人であった。孝正君を知る者として、わたしに及ぶものはいない。
かくして固辞することもできないので、ここにその概要を記す。

【記事】

文久三年癸亥の歳四月晦日、玉野山現住法印泰然が撰した。
孝子発智庄兵衛家正が建てた。

◎追記

孝正の妻である智實院は、明治十三年辰歳の二月二十一日に亡くなった。
発智慶治郎規正の長女、名は梅で、行年八十一歳であった。

三．資料

（一）「新編武蔵風土記稿」（文政十三（一八三〇）年）巻一八二　高麗郡之七

◎笠幡村：寺院

○延命寺

「幡靈山法護院と號す、天台宗、川越中院の末なり、本尊地藏を安ず、開山元二貞治五年九月寂す、中興開山は南光坊大海僧正にて、その後法孫豪海をして住持せしむ。天和三年三月十三日化す、この寺往古禪宗なりしが、慈眼天海と宗論のことありて、改宗せしといひ傳ふ、寺中に觀應應永の古碑存せり」

（二）「武蔵国郡村誌」（明治十五（一八八二）年）

◎笠幡村：仏寺

○延命寺

「東西四十間南北三十五間面積千六百四十二坪村の中央にあり天台宗入間郡小仙波村中院の末派なり元徳中僧元仁開基創建す当時禪宗にて興學寺と稱せしが寛永中改宗して延命寺と改む」

四．主な参考資料

①翻刻

・なし

②論文など

・重田正夫『川越藩　シリーズ藩物語』（現代書館、二〇一五）

③関連碑文

・「五福具備記」の碑（「川越〇一」）

・「発智長義の墓碑」（「川越〇三」）

・「賑民圃記の碑」（「川越〇四」）

・「発智家正の墓碑」（「川越〇五」）

・入間高倉寺「永代常夜灯」（「入間〇一」）

以上

二〇二四年六月　薄井俊二訳す